

共楽荘通所介護福祉サービスセンター運営規程

(指 定 通 所 介 護 事 業) (指 定 第 1 号 通 所 事 業)

(各事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 阿部睦会が開設する共楽荘通所介護福祉サービスセンター（以下「事業所」という）が行う指定通所介護事業または指定第1号通所事業（以下「事業」という）の運営について、必要な事項を定め、各事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 事業の必要がある高齢者（以下「利用者」という）に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

- 第 3 条 事業の実施に当たり、通所介護計画もしくは介護予防通所介護計画に基づき適切なサービスを提供する。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者およびその家族のニーズを適格に捉え、必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 特に軽度の認知症利用者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができるよう体制を整える。
また、利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
 - 4 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 - 5 常に、提供した事業のサービスの質の管理、評価を行う。
 - 6 居宅サービス計画もしくは介護予防サービス・支援計画およびケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画に沿った事業のサービスを提供する。

(事業所の名称)

第 4 条 事業を行う事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名 称 共楽荘通所介護福祉サービスセンター
2. 所在地 神奈川県横須賀市衣笠栄町4丁目14番地

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第 5 条 事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管 理 者 1名（兼務職員 1名）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2. 生 活 相 談 員 2名以上（兼務常勤職員 4名）

生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るた

め適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画（通所型サービス個別計画）の作成等を行う。

3. 看護職員 2名以上（非常勤看護職員 4名）

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

4. 介護職員 10名以上（兼務常勤職員 4名 非常勤職員9名）

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

5. 機能訓練指導員 2名以上（非常勤看護職員 4名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業の営業日数及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 年中無休とする。但し祭日及び12月30日から1月3日までを除く。

2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

3. サービス提供時間 1単位目 午前9時40分から午後4時とする。

2単位目 午前9時40分から午後4時とする。

（利用定員）

第7条 1日の事業のサービスを提供する定員は、単位ごとに以下の通りとする。

1単位目：月曜から土曜日は30名。

2単位目：日曜日は25名とする。

（事業の内容）

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 食事

(2) 入浴

(3) 排泄

(4) 機能訓練

(5) レクリエーション

(6) 送迎

（利用料金と支払い方法）

第9条 利用者は、要介護度に応じ前条のサービスを受けたときは、指定通所介護事業については、厚生労働大臣が定める基準において、介護報酬告示の額から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業所に支払い、指定第1号通所事業については、横須賀市通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）事業実施要綱が定める基準において定める額から、第1号事業支給費を差し引いた差額分を事業所に支払うものとする。

2 次に定めるサービスについては、利用者は別に定める所定のサービス料金（別表）を事業所に支払うものとする。

(1) 食材料・調理費等（1日につき850円）

3 前項の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に事前に文書で説明した上で支払いに同意した旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

4 サービス料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者は口座振替もしくは現金にて翌月27日までに事業所に支払うものとする。

- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに対する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とする。

(事業の通常実施地域)

第10条 事業の通常実施地域は横須賀市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者がサービス利用に当たっては、次に該当する行為はしないよう留意すること。

1. 決められた場所以外での喫煙
2. サービス従事者又は他の利用者に対し迷惑を及ぼすような行為（暴力行為・酒気帯びにてのサービス利用）
3. 施設内での営利活動もしくは宗教活動

(秘密保持)

第12条 事業所の職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(事故発生等における対応)

第13条 利用者及びご家族との事前調査資料に記載の緊急連絡先に基づき、利用者の容態の急変やその他緊急を要する事故等が発生した場合、当法人事業所の緊急時・事故対応マニュアルに基づき、緊急連絡先のご家族等へご連絡のうえ必要に応じ、医療機関等関係機関と調整を致します。

但し、緊急連絡先のご家族等が不在、もしくは連絡が取れない等、一刻を争う容態と判断せざるを得ない場合は人命を最優先とし、救急車にて医療機関等への対応致します。

また利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(衛生管理)

第14条 事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急等における対応方法)

第15条 事業の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法・避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
（苦情対応）

第18条

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業所は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

（業務継続計画の策定等）

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施、または非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体的拘束等に関すること）

- 第20条 事業所は利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きを次のように定める。
- （1）利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ず身体拘束等を実施する場合には、「身体的拘束等適正化検討委員会」において定めた手続きに基づくものとする。
 - （2）身体的拘束等を行う際は、利用者又は家族に対し、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束時間・期間等を詳細に説明し、十分な理解を得たうえで行う。
 - （3）身体的拘束等を行う場合、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を別に定める書類に記録する。なお、緊急やむを得ない場合に該当しなくなったときは直ちに解除する。

（ハラスメントに関すること）

第21条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、職員の資的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用時2ヶ月以内
2. 継続研修 年2回
- 2 事業所は事業を行うため、ケース記録・利用者負担金収納簿その他必要な記録・帳簿を整理する。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 阿部睦会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成12年 7月1日改正 (利用定員変更25人→30人)

この規程は、平成12年10月1日改正 (第5条職員定数変更)

この規程は、平成13年 3月1日改正 (利用定員30名→35名)

この規程は、平成13年 6月1日改正 (第5条職員定数変更)

この規程は、平成15年 6月1日改正

(第5条職員定数変更及び第6条第2項サービス提供時間の変更)

(4時間～6時間) → (6時間～8時間)

この規程は、平成16年 6月1日改正

(第6条2 営業時間変更→午後5時まで→午後5時30分まで)

この規程は、平成17年10月1日改正

(第9条第2項(1)食材料・調理費等の変更)

(500円) → (850円)

この規程は、平成17年12月1日改正

(第5条職員定数変更及び第6条第2項サービス提供時間の変更)

午前9時30分から午後4時→午前9時40分から午後4時)

(第7条利用者定員変更 月～日曜日35名)

→ (月～土曜日30名 日曜日25名)

この規程は、平成18年4月1日改正 (第1条予防事業の目的及び設立)

この規程は、平成22年4月1日改正 (第5条職員定数変更) →兼務相談員定数3名→4名

この規程は、平成23年3月1日改正 (第5条職員定数変更) →兼務看護師定数変更3名→4名

この規程は、平成24年6月1日改正 (第8条(4)機能訓練 →関連加算算定の中止)

この規程は、平成24年10月1日改正 (第5条職員定数変更) →兼務看護師定数変更4名→3名

この規程は、平成25年4月1日改正 (第5条職員定数変更) →兼務看護師定数変更3名→2名

この規程は、平成25年5月1日改正（第5条職員定数変更）→兼務看護師定数変更2名→3名
この規程は、平成25年8月6日改正（第5条職員定数変更）→兼務看護師定数変更3名→2名
この規程は、平成25年9月1日改正（第5条職員定数変更）→兼務看護師定数変更2名→6名
※（但し、内数として特養兼務看護師4名含む）
この規程は、平成25年10月6日改正（第5条職員定数変更）→兼務看護師定数変更2名→3名
※（特養兼務看護師4名含む計7名）
この規程は、平成25年12月12日改正（第5条職員定数変更）
→介護職員定数変更10名→8名 →機能訓練指導員定数変更5名→6名
この規程は、平成26年1月17日改正（第5条職員定数変更）生活相談員勤務形態内訳定数変更
この規程は、平成26年1月17日改正（第9条第1項 文言整理）
この規程は、平成26年1月17日改正（第9条第2項（2）（3）（4）（5）の項目削除）
→（2）利用者の希望により利用時間を越えたサービス（3）通常の各事業実施区域外の送迎
（4）レクリエーション・クラブ活動等（5）日常生活上必要とする諸費用実費
この規程は、平成26年5月1日改正（第5条職員定数変更）→生活相談員定数変更4名→3名
この規程は、平成26年7月1日改正（第5条職員定数変更）
→兼務看護師、定数変更6名→3名 ※（内数特養兼務看護師4名含む→削除）
→機能訓練指導員、定数変更6名→4名
この規程は、平成27年4月1日改正（第5条職員定数変更）→生活相談員定数変更3名→4名
この規程は、平成27年12月1日改正（第5条職員定数変更）→兼務看護師定数変更3名→4名
この規程は、平成28年1月1日改正（第1条総合事業の目的及び設立）および
（第2・3・4・5・6・7・8・9条（1）（2）（4）・10・17条（3）項において、
「予防事業所」→「みなし通所事業者および指定第1号通所事業者」もしくは
「予防事業」→「みなし事業および第1号事業」へ総合事業名称への変更）
この規程は、平成29年4月10日改正（第5条職員定数変更）→兼務看護師定数変更4名→5名
この規程は、平成30年4月1日改正（第1条総合事業の目的及び設立）および（第3・5・6・
7・8・9条（1）（2）（4）項において、「みなし通所事業者および指定第1号通所事業者」
→「指定第1号通所事業者」もしくは「みなし通所事業および第1号通所事業」
→「第1号通所事業」へ名称の変更）
この規程は、令和3年4月1日改正（第6条第2項サービス提供時間の追加（半日コース）、別表の
変更）
この規程は、令和3年10月1日改正（第13条、第17条、第18条追加、別表の変更）
この規程は、令和4年10月1日改正（別表の変更）
この規程は、令和5年9月1日改正（第5条職員の職種・員数及び職務の内容における員数表
記変更）
この規程は、令和6年4月1日改正（第6条 営業日及び営業時間の整理、第7条 各事業通所
介護の利用定員の整理、第8条 各事業の内容の整理、第19条 業務継続計画の策定等の追加、第
20条 身体的拘束等に関する事、第21条 ハラスメントに関する事、別表の変更）
この規程は、令和8年1月1日改正（第6条 営業日及び営業時間の整理（半日コース削除））
この規程は、令和8年2月17日改正（全体の文言修正、別表の金額変更（1円単位誤差））

別表 利用料

※令和6年4月1日改正

<地域区分>4級地 1単位=10.54円

<通常規模型通所介護費> (9:40-16:00)6時間 20分

ご利用者の 要介護度	単位	1日当たりの負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	584単位/日	¥616	¥1,231	¥1,847
要介護2	689単位/日	¥727	¥1,453	¥2,179
要介護3	796単位/日	¥839	¥1,678	¥2,517
要介護4	901単位/日	¥950	¥1,900	¥2,849
要介護5	1008単位/日	¥1,063	¥2,125	¥3,188

<各種加算>

体制 加算	NO.	加算名	単位数	利用料金 (×10.54円)	自己負担額		
					1割	2割	3割
○	1	高齢者虐待防止措置実施の有無	基準型				
○	2	業務継続計画策定の有無	基準型				
	3	入浴介助加算Ⅰ	40単位/日	¥421	¥43	¥85	¥127
○	4	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位/日	¥63	¥7	¥13	¥19
○	5	科学的介護推進体制加算	40単位/月	¥421	¥43	¥85	¥127
○	6	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	9.0%				

※介護職員等処遇改善加算Ⅱは「通常規模型通所介護費」と「各種加算 NO.1～5」の合計単位数にそれぞれ掛けるものとする。

※上記該当サービスを利用した場合、サービスコードの所定単位数の合計に<地域区分>4級地1単位=10.54円を掛けて算定された料金のうち、介護保険負担割合証に応じた自己負担額(1割、2割、3割)をお支払いいただきます。

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。また上記通常規模型通所介護費のほかに、下記各種加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

(横須賀市介護予防通所介護相当サービス)

横須賀市介護予防通所介護相当サービス (A6: 独自) サービスコード表

サービスコード	種類	項目	サービス名称略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
A6 1111	通所型独自サービス1			事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798	1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス1 1日割		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	59単位	59	1日につき	
A6 1121	通所型独自サービス1 2日割			事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621	1月につき	
A6 1122	通所型独自サービス1 2日割			事業対象者・要支援1	119単位	119	1日につき	
A6 1113	通所型独自サービス2 1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436	1回につき	
A6 1123	通所型独自サービス2 2			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447	1回につき	
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1		高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1 日割				事業対象者・要支援1	1単位減算	-1	1日につき
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2			ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2 日割				事業対象者・要支援2	1単位減算	-1	1日につき
A6 C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1			事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6 C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき	
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算1 1		業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1 1 日割				事業対象者・要支援1	1単位減算	-1	1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算1 2			ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算1 2 日割				事業対象者・要支援2	1単位減算	-1	1日につき
A6 D215	通所型独自業務継続計画未策定減算2 1			事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6 D216	通所型独自業務継続計画未策定減算2 2			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	1月につき	
A6 6207	通所型独自サービス同一建物減算3			ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	94単位減算	-94	1回につき
A6 5612	通所型独自送迎減算		事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	1回につき	
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ	生活上グループ活動加算		100単位加算	100	1回につき	
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1回につき	
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ	栄養アセスメント加算		50単位加算	50	1回につき	
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ	栄養改善加算		200単位加算	200	1回につき	
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト	口腔機能向上加算Ⅰ	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	1回につき	
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算Ⅱ	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	1回につき	
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ	一体的サービス提供加算		480単位加算	480	1回につき	
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 1		リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	1月につき
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176	1月につき	
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ 1			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	1月につき
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	1月につき	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	1月につき	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	1月につき	
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス		生活機能向上連携加算Ⅰ (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月1回を限度)	100単位加算	100	1回につき	
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	1回につき		
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)	5単位加算	5	1回につき	
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1回につき	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき	
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		1月につき	
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		1月につき	
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		1月につき	
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算		1月につき	
A6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ	介護職員等ベースアップ支援加算		所定単位数の11/1000 加算		1月につき	

※上記該当サービスを利用した場合、サービスコードの所定単位数の合計に＜地域区分＞4 級地 1 単位＝10.54 円を掛けて算定された料金のうち、介護保険負担割合証に応じた自己負担額(1 割、2 割、3 割)をお支払いいただきます。

※利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。また上記横須賀市介護予防通所介護相当サービスのほかに、下記各種加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

〈食材料・調理費等〉

通常規模型通所介護サービス及び横須賀市介護予防通所介護相当サービス提供時間に事業所が提供する食事の提供を受けたときは、1 日につき 8 5 0 円を提供回数分お支払いいただきます。